

# 兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第12号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

公安委員会規則 兵庫県留置施設視察委員会運営規則の一部を改正する規則 .....	ページ 1
---	----------

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県留置施設視察委員会運営規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）  
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正により、兵庫県留置施設視察委員会条例が改正されることに伴い、所要の整理を行うこととした。

## 公安委員会規則

兵庫県留置施設視察委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県留置施設視察委員会運営規則の一部を改正する規則

兵庫県留置施設視察委員会運営規則(平成19年兵庫県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。